

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から55年3月まで

私が20歳になった昭和53年*月頃に、国民年金は国民の義務と認識していた母親が加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私の領収書や年金手帳は、何度も引っ越しをしていたため紛失したが、当時の住所地には同年の従兄弟も居住しており、従兄弟が保険料を納付した領収書を保管していたので、私の母親が記載したメモと併せて提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号（*、以下「手番①」という。）は、55年4月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、A市の国民年金収滞納リストでは、当該期間は未納とされ、現年度納付された形跡は見当たらないものの、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、36年4月から60歳になるまで保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられ、当時の国民年金被保険者名簿である特殊台帳の昭和54年度の適要欄に、被保険者からの申出により発行されたと考えられる「納付書」の押印が有ることから、当該納付書により過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までについて、申

立人の国民年金手帳記号番号は、53年*月*日を資格取得日として55年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿及び上記の特殊台帳により確認できることから、この時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、特殊台帳には、昭和54年度を除き、過年度納付書が発行された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、その母親が記載したとするメモを提出し、当該メモには、「申立人の場合 53年*/*~56年の四期まで払っている」と記載されているものの、どの期間の分をいつ納付したかなどの具体性に欠け、この記載のみをもって申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料とみることはできない。

さらに、申立人の同学年の従兄弟については、国民年金手帳記号番号は昭和53年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、20歳になった52年*月から国民年金保険料を納付することが可能であり、A市の国民年金収滞納リストにより、同年*月から保険料を現年度納付していることが確認できる。

なお、申立人には手番①とは別の国民年金手帳記号番号(*)が昭和61年4月1日付けで第3号被保険者資格を取得した際に払い出され、申立人の基礎年金番号となっており、手番①の記録は平成19年6月22日に統合済みである。

加えて、申立人の母親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成2年3月1日から同年7月1日までの期間及び3年1月1日から同年10月1日までの期間については、標準報酬月額20万円及び32万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、2年3月から同年6月までは20万円、3年1月から同年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、平成2年3月1日から同年7月1日までの期間及び3年1月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、明らかでないと認められる。

申立期間①のうち、平成4年3月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、4年3月から同年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは34万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年3月から同年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは34万円に訂正することが必要である。

また、当該期間のうち、平成4年5月1日から同年10月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の同年5月から同年9月までの標準報酬月額に係る記録（32万円）を34万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成4年5月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料（届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月1日から9年2月26日まで
② 平成9年2月26日から同年9月22日まで

有限会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも著しく低い金額で記録されているのはおかしいので、調査し、記録を訂正してほしい。

また、有限会社Aには、清算人として清算終了日である平成9年9月22日まで勤務した。同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年2月26日と記録されているのはおかしいので、申立期間②について調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成2年3月1日から同年7月1日までの期間及び3年1月1日から同年10月1日までの期間について、有限会社Aの元顧問税理士が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿における報酬月額及び保険料控除額から、2年3月から同年6月までは20万円、3年1月から同年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立人に係る所得税源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①のうち、平成4年3月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、4年3月から同年9月までは32万円、同年10月から6年9月までは34万円と記録されていたが、同年4月1日及び同年12月13日付けの2回の記録訂正において、8万円に引き下げられている。

また、申立期間①のうち、平成6年10月1日から7年10月1日までの期間については、上記2回の遡及訂正処理の間に行われた6年10月の定時決定処理により標準報酬月額は8万円となっている。

さらに、有限会社Aの事業主及び申立人以外の役員についても、申立人

と同様に、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

加えて、上記税理士は、「有限会社Aの経営は平成6年3月期より急激に悪化し、以後の資金繰りが逼迫(ひっぱく)したため、社会保険料の滞納額が年々増加する状況にあったが、9年2月に所有不動産の売却及び事業譲渡により調達した資金で完納した。」と供述している上、同税理士が保管する有限会社Aの税務申告書の控えにおいて、同社は6年3月期から9年2月期まで社会保険料を滞納していることが確認できる。

また、遡及訂正された平成4年3月1日から6年10月1日までの期間について、上記所得税源泉徴収簿に記載された報酬月額は、遡及訂正後の標準報酬月額よりも高いことが確認できる上、同年10月の定時決定に係る算定基礎月は当該遡及訂正期間に含まれており、当該定時決定についても、事実即した処理とは考え難いことから、当該遡及訂正に連動して行われた処理であると認められる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月1日及び同年12月13日付けで行われた遡及訂正処理及び同年10月1日の定時決定については、事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理及び定時決定に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、4年3月1日から7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額について、4年3月から同年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは34万円に訂正することが必要である。

また、当該期間のうち、平成4年5月1日から同年10月1日までの期間については、上記所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、上記訂正後の同年5月から同年9月までの標準報酬月額に係る記録(32万円)を34万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成4年5月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料(届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立人に係る所得税源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成2年7月1日から3年1月1日までの期間、及び3年10月1日から4年3月1日までの期間について、上記所得税源泉徴収簿において、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保

除料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成7年10月1日から8年6月1日までの期間について、上記所得税源泉徴収簿により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っているものの、有限会社Aの商業登記簿謄本において、申立人は平成7年5月22日からは代表取締役であったことが確認でき、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が、厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とはできない旨規定されていることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

さらに、申立期間①のうち、平成8年6月1日から9年2月26日までの期間については、申立人に係る8年及び9年の源泉徴収票、及び上記所得税源泉徴収簿において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②について、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年2月26日に資格喪失した被保険者は、申立人及び既に死亡している申立人の父（いずれも代表取締役）のみであり、申立期間②における申立人の勤務実態について確認することができない。

また、上記所得税源泉徴収簿において、申立人は、申立期間②に給与が支給されていない上、上記税務申告書控えにより、平成9年2月8日以降の清算事業年度において、同社は人件費を支出していないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月8日から同年7月6日まで

私は、昭和40年3月1日から41年12月1日までの期間、株式会社Aに継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管する社員台帳、申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（昭和41年7月6日に同社C支店から同社D事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店に係る昭和41年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

京都国民年金 事案 2559(事案 1994 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から平成 7 年 1 月までの期間及び同年 4 月から 10 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から平成 7 年 1 月まで
② 平成 7 年 4 月から 10 年 11 月まで

昭和 60 年 3 月頃、国民年金の加入手続を A 市 B 区役所で行い、20 歳から国民年金保険料を納付していたことを鮮明に覚えている。平成 2 年に結婚してからは妻の分も納付していた。前回の決定には納得できないので、再申立てを行う。

なお、平成 6 年及び 7 年の日記に国民年金保険料納付の記述があったので、その写しを新たに提出する。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てでは、i) 申立期間①について、当該期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の主張する平成 6 年当時は、保険料を納付することはできないことから、申立人から提出された手帳の記載は、当該期間の保険料納付を裏付ける関連資料とみることができないこと、ii) 申立期間①及び②について、当該期間当時、A 市では申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったことが確認できること、iii) 申立期間②について、申立人の国民年金の記録は平成 9 年 1 月 1 日に導入された基礎年金番号によって管理されていることから、申立人は、同日以降に国民年金に加入したものと推認され、当該期間の保険料に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読

取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間の納付記録全てが漏れるとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき22年10月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに平成6年及び7年の日記の写しを提出し、前回の決定には納得できないとして、再申立てをしている。

しかしながら、上述のとおり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、このことはA市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、平成6年及び7年を含め、申立期間について、申立人は登載されておらず、国民年金被保険者として管理されていなかったこととも整合しており、申立人から提出された日記の記載は、申立期間の国民年金保険料納付を裏付ける関連資料とみることとはできず、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2560 (事案 1729 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から5年6月まで
会社を辞める際、上司から言われ、平成2年3月頃に国民年金の加入
手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。前回の決定に
は納得できないので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、i) 申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号が払い出されることが必要であるが、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金の記録は平成9年1月1日に導入された基礎年金番号によって管理されており、申立人は、同日以降に国民年金に加入したものと推認される上、申立人が国民年金に加入した上記の時点までは、申立期間は未加入期間であること、ii) 申立人は、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても、申立期間は「登載なし」とされていることから、同市では、申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき22年5月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立ての結果について納得できないとして、再申立てをしているが、前回と同様の主張を繰り返すのみであり、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

国民年金の加入手続については、はっきり覚えていないが、大学を卒業した昭和49年3月又は同年4月に、20歳からの国民年金保険料が未納であるとのことで納付書が届き、遡って一括で保険料を納付し、その後は年払いで納付したはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月又は同年4月に、20歳からの国民年金保険料が未納であると納付書が届き、遡って一括で保険料を納付し、その後は年払いで納付していたと主張している。

しかしながら、A県B市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金への加入届の受付年月日は、昭和52年4月15日と記載されていることから、申立人は、この日に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料を、同年12月31日に一括して過年度納付していることが上記の被保険者名簿及び領収済通知書により確認できるものの、この納付時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、昭和52年度以降の国民年金保険料を、前納により年払いしていることが上記の被保険者名簿において確認できることから、遡っ

て納付した時期及び期間について、誤認している可能性がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月から14年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月から14年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、母親が代理で学生納付特例の手続をしてくれた。母親は、私の20歳の誕生日(平成13年*月*日)以前に国民年金加入の案内が自宅に送付されてきたので、誕生日以前にA市B区役所に学生納付特例の手続に行き、その後は毎年申請を行った。母親は、兄が学生納付特例を受けている経験もあり、私の時は初めての手続ではなく慣れていたため、わざわざ1年も遅れて手続に行くことはないとしている。申立期間が学生納付特例による納付猶予となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間の国民年金保険料について、平成13年*月*日以前にA市B区役所で学生納付特例の申請を行い、その後は毎年同申請を行ってくれていたと主張している。

しかしながら、A市に申立人の学生納付特例申請受付日について照会した結果、平成14年度は平成14年5月10日、15年度は15年4月17日が受付日として入力されているものの、12年度及び13年度は受付日が入力されていないことが確認でき、このことは、オンライン記録とも一致しており、申立期間について、学生納付特例の申請が行われた形跡は見当たらない。

また、申立期間当時、学生納付特例の承認期間は、「申請日の属する月の前月から申請日の属する年度の末月まで」と定められており、申立人は、

学生納付特例の初回申請時期を平成 13 年*月*日以前としていることから、申立期間の学生納付特例の承認を得るには、同年 4 月又は同年 5 月に 2 回目の申請が必要であるが、2 回の申請の記録がいずれも漏れるとは考え難い。

さらに、申立人の兄について、平成 12 年 12 月から 14 年 3 月までの学生納付特例の申請は、C 県 D 区に住民票を異動していたため、13 年 1 月 25 日及び同年 4 月 2 日に同区においてなされていることが、同区への照会結果により確認できるとともに、申立期間直後の平成 14 年度の同申請は、その兄が A 市へ転入後、申立人と同一日に申請していることがオンライン記録により確認できる上、申請を行ったとする申立人の母親は、申立人の兄についても、最初の頃は自身が A 市で申請を行っていたと陳述していることを踏まえると、申立人の母親は、同年度分の学生納付特例から申請を開始したものとみるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から8年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月から8年10月まで

私は、平成3年4月に20歳でA大学B学部に入學し、当時、学生であったが、20歳になれば国民年金に加入しなくてはならないという自覚は持っていた。その頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていると聞いていた。後に申立期間が未納となっていることを知り、両親も私も非常に驚いた覚えがある。これまで保険料を納付したことを確認できるものは残しておらず、当時の記憶も曖昧になっているが、申立期間が未納とされていることには納得ができないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に20歳でA大学B学部に入學した頃、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録では、平成9年2月6日付けで申立人に対して基礎年金番号(厚生年金保険被保険者の番号)が付番された時点において、同手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、このことは、C市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は、平成9年度以前は登載されておらず、申立期間当時は、同市において国民年金被保険者として管理していなかったこととも整合している。

また、申立期間のうち、平成3年4月から8年8月までについて、申立人は、9年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付で国民年金第1号被保険者への切替手続を行う必要があったが、当該手続がなされなかったことから、D社会保険事務所（当時）において、再就職先である株式会社Eに在職中の10年7月27日付で、申立人について、国民年金未加入者に対して加入の勧奨を行うことを目的とする「未加入期間国年適用勧奨」の対象者としてリストが作成され、同年10月7日付で、申立期間に係る国民年金被保険者資格が記録追加されたことにより、同資格を取得していることが、オンライン記録により確認でき、この頃申立人は、上記の加入勧奨を受けて、国民年金に加入したものと推認できることから、この加入時点では、当該期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、平成8年9月及び同年10月の国民年金保険料については、時効後の10年12月25日に納付されたことから、11年2月23日に還付されていることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定報告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 6 月 15 日まで
② 昭和 50 年 3 月 24 日から 57 年 3 月 24 日まで

申立期間①については、A市B区にあった株式会社CのD出張所であるE社（法人格は、不明）に勤務していた。また、申立期間②についてはF市G区にあった株式会社Hにそれぞれ正社員として勤務していたのにもかかわらず、年金事務所の記録では厚生年金保険に未加入となっているのは納得いかないため、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和 35 年 4 月 30 日から 37 年 2 月 1 日までE社に勤務していたと主張している株式会社Cの同僚の一人は、「昭和 37 年 1 月頃、E社で申立人と業務の引継ぎをしたことを記憶している。」と供述し、他の同僚も「時期は覚えていないが、申立人がE社に勤務していた期間があることを覚えている。」と供述していることなどから判断すると、申立期間①において申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①当時、E社は、申立人及び複数の同僚の供述によると、従業員数が2人から3人であり厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたとは推認できないところ、オンライン記録において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、上記の元同僚及び申立人がE社で一緒に勤務していたとする別の同僚について、E社に勤務していたとする期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できな

い。

また、株式会社Cは既に廃業しており、元事業主に照会したが、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、複数の同僚に照会したが、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできない。

さらに、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の最初の資格喪失日は昭和37年1月1日、二度目の資格取得日は同年6月15日と記載されており、オンライン記録と一致している上、上記名簿の申立人の備考欄には「証返」と押印され、その横に「37.1.27」と記載されていることから判断すると、申立人が同年1月27日に健康保険被保険者証を返納したことがうかがえる。

申立期間②について、株式会社Hの元事業主及び複数の同僚が、「申立人が株式会社Hに入社した時期は昭和57年3月であり、申立期間②において、申立人は株式会社Hに勤務していない。」と回答している上、申立人の雇用保険被保険者記録において、当該事業所の資格取得日は昭和57年3月24日となっており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることから、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことは推認できない。

また、株式会社Hに係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿において、申立人の資格取得日は昭和57年3月24日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

昭和 46 年 5 月頃に A 株式会社(申立期間当時の社名は、B 株式会社)に入社したが、入社時には健康保険に加入していなかった。その後、健康保険被保険者証が欲しかったので、同年 8 月に会社に申し出て加入手続きをもらったと記憶している。このとき、同時に厚生年金保険に係る加入手続きも行ってもらったはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の事業主は、「人事記録、賃金台帳等が保存されていないため、申立人の勤務期間及び保険料控除について分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の元同僚に照会したものの申立人の勤務期間、保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「健康保険に加入したかったので、経理担当役員であった当時の事業主の妻に申し出て、昭和 46 年 8 月に健康保険厚生年金保険に加入する手続きをもらった。」と主張しているが、元事業主の妻は高齢であり供述を得ることができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が当該事業所において被保険者資格を取得したのは昭和 47 年 3 月 1

日であり、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

なお、申立人が当該事業所に入社する以前に勤務していたC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和46年5月1日に被保険者資格を喪失しているが、備考欄の「証返」に丸印が付され、その横に「46/10」と記載されていることから判断すると、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に対し同年10月に返納されたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。